小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第１１１２号

千葉県柏市青葉台２―24―１―437

再生債務者　丹野　和明

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成24年１月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再イ）第２０号

北海道旭川市近文町13丁目31番地

再生債務者　茅山るり子

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。

平成24年１月25日　　旭川地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１０００４号

長崎県佐世保市江迎町中尾146番地６

再生債務者　住徳　忠之

1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月21日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月６日から平成24年３月13日まで

長崎地方裁判所佐世保支部

平成２３年（再ロ）第２４号

堺市美原区多治井121番地７

再生債務者　山口　隆史

1　決定年月日時　平成24年１月25日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月22日まで

4　一般異議申述期間　平成24年２月29日から平成24年３月12日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１４号

沖縄県島尻郡八重瀬町字伊覇85番地10

再生債務者　城間富美夫

1　決定年月日時　平成24年１月25日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月22日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月７日から平成24年３月14日まで

那覇地方裁判所民事第３部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３１号

横浜市鶴見区東寺尾中台22番24―402号

再生債務者　北川　篤史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月９日まで

平成24年１月26日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第５号

秋田県大館市字象ヶ鼻56番地３

再生債務者　佐藤　嘉美

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月11日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月16日まで

平成24年１月26日　秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（再ロ）第２１号

堺市西区浜寺諏訪森町西２丁138番地１　306号

再生債務者　満野　健治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月23日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月20日まで

平成24年１月25日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第１０号

神戸市西区王塚台１丁目92番地　みやこ荘201号

再生債務者　竹下　　勇

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月27日まで

平成24年１月25日

神戸地方裁判所明石支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第１００８８号

東京都大田区西糀谷１―23―19

再生債務者　野田　芳夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月24日

東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００８２号

埼玉県入間市大字上藤沢638―７

再生債務者　川島　　保

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成24年１月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月24日

東京地方裁判所民事第20部

会社その他

会社更生

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、各社の株主総会の承認決議は平成二十四年一月十一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十日

掲載貸一六五頁（号外第一二九号）

（乙）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年七月二十八日

掲載貸九十九頁（号外第一六四号）

（丙）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年七月七日

掲載貸五十四頁（号外第一五〇号）

平成二十四年二月三日

東京都港区芝大門二丁目二番一五号

（甲）石野ガスケット工業株式会社

代表取締役　西　　辰巳

静岡県菊川市大石三七八番地三

（乙）株式会社伊藤工業所

代表取締役　若原　孝章

静岡県菊川市本所九五〇番地三三

（丙）株式会社ノアテック

代表取締役　萩原　節夫

会社分割

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十四年四月一日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年六月二日

掲載貸六十四頁（号外第一二〇号）

（乙）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年十二月二日

掲載貸六十二頁（号外第一二〇号）

平成二十四年二月三日

京都市南区吉祥院南落合町三番地

（甲）村田機械株式会社

代表取締役　村田　大介

京都市南区吉祥院南落合町三番地

（乙）ムラテックオートメーション株式会社

会社　代表取締役　村田　大介

会社分割

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年十二月十九日

掲載貸八十九頁（号外第二七四号）

（乙）掲載官報

掲載の日付　平成二十三年十二月十九日

掲載貸八十九頁（号外第二七四号）

平成二十四年二月三日

大阪府河内長野市松ケ丘東町一三四八番地の六

（甲）大東食品機械株式会社

代表取締役　小森　脩正

大阪府富田林市須賀三丁目六番三二号

（乙）株式会社大東

代表取締役　小森　泰司